第四条の二	
前条の	前条（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の
第五条第三項	第五条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前条第一号から第三号まで	第二十条第二項の規定により読み替えて適用される前条第一号から第三号まで
第五条第一項	第五条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
又は第三項	又は第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四条の三	
第五条第三項の	第五条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の
前条	前条（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四条第一号から第三号まで	第四条第一号から第三号まで（これらの規定を第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四条の四	
前条の	前条（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の
前条中	第二十条第二項の規定により読み替えて適用される前条中
第五条第三項	第五条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第四項」	第五条第四項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」
第五条第一項	
第五条第六項	第五条第六項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同条第七項	法第五条第七項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四号	第四号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同項	法第五条第六項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）